

随意契約の結果

【令和8年4月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
北青山三丁目地区施設建築物起工記念祝賀会準備及び運営等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 松村 秀弦 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和8年4月6日	(株) フォーランナー 東京都港区南青山 3-1-3	3010001055989	6,887,100円	6,561,225円	95.3%	本業務は、北青山三丁目地区において新築工事着工を迎えるにあたり、起工記念祝賀会の準備・運営を行う業務である。 本業務を随行するには、専門的な（技術的）判断を必要とすることから、業務受託者の選定は企画提案（簡易公募型プロポーザル）方式によるものとした。 当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度北青山三丁目地区市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査	契約担当役 東日本都市再生本部長 松村 秀弦 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和8年4月1日	(公財) 東京都教育支援機構 東京都中野区中央 1-38-1	5011105008914	355,003,000円	355,003,000円	100.0%	本業務は、北青山三丁目地区において、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査を行うものである。本業務を実施するにあたっては、法令（文化財保護法第94条第3項、文化財保護法施行令第5条）に基づく都道府県教育委員会との協議を行うことにより、契約相手を定めることとなっており、東京都教育委員会との協議の結果、当該法人を契約相手方とすることとなった。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
建物賃貸借契約（青山（SEIZAN）ビル）R8更新	契約担当役 東日本都市再生本部長 松村 秀弦 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和8年4月14日	丸紅都市開発（株） 東京都港区虎ノ門 2-2-3	8010001251955	72,131,400円	72,131,400円	100.0%	当該契約は、業務を実施するための事務所の賃貸借契約である。入居当時、立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断して賃貸借契約を締結したが、引き続き当該物件を事務所とすることが最適であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				